

見える化通信

28年ぶりに審議された選択的夫婦別姓制度
今後の動向に注目

28年ぶりに、選択的夫婦別姓制度に関する審議が国会で行われ、あらためて制度への関心が高まりました。しかし慎重な意見も根強く、継続審議となりました。

電機連合 政策部門

制度導入で広がる選択肢

現在、日本の法律（民法第750条）では、結婚する際に夫婦いずれかの姓に統一する「夫婦同姓」が義務づけられています。そのため婚姻時には、夫か妻のどちらかが姓を改める必要があります。法的にはどちらの姓を選ぶことも可能ですが、現実には9割以上が夫の姓を選択しており、女性が姓を変更するケースが圧倒的です。

これに対して、「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）」とは、婚姻後も夫婦それぞれが元の姓を名乗ることを「選べる」制度です。制度が導入されれば、希望する夫婦は姓を変えずに結婚することも、従来通り同姓を選ぶことも可能となり、すべての人にとって選択肢が広がります。

※「姓」は、日常的に使われる言葉で「名字」と同じ意味。「氏」は法律用語。

制度導入が求められる社会背景

選択的夫婦別姓制度の導入が求められる背景には、女性に偏る改姓の負担、社会進出によるキャリアへの影響、そして個人のアイデンティティの尊重があります。現行制度では、改姓による手続きや心理的負担は女性に集中しています。改姓によって職業上の実績や信用が途絶えるケースも多く、制度的な不平等と捉えられ、人権やジェンダー平等の観点からも重大な課題といえます。

また、事実婚や国際結婚の増加により、柔軟な婚姻制度への要請も高まっています。

す。国際的にみても法的に夫婦同姓を義務付けているのは日本だけであり、日本は国連女性差別撤廃委員会から4度にわたる制度改正の勧告を受けています。さらに、経済界や学術界からも「通称使用の限界」「改姓による不合理の是正」といった観点から制度の見直しを求める声があがっています。

多様化する姓の考え方

2025年3月に連合が実施した調査によると、夫婦の姓のあり方について、「夫婦は同氏でも構わない、選択できる方がよい」（46・8％）は「夫婦は同氏がよい」（26・6％）を大きく上回り、特に既婚女性では55・3％と他の層に比べて高くなっています。

子の氏については、夫婦別氏で子が複数いる場合に「子はいずれも同じ名字（氏）に統一した方がよい」が43・1％、「子の名字（氏）は同じでも違ってどちらでもよい」は24・6％となりました。

本調査から、夫婦や子の氏に対する考え方の多様化がうかがえます。

2025年の国会審議の動向

選択的夫婦別姓制度をめぐる法案は、2025年の通常国会で28年ぶりに衆議院で審議入りしました。

国会審議では、選択的夫婦別姓制度により戸籍制度が壊れる懸念はなく、その機能も維持されることが改めて確認されました。また、離婚・再婚や事実婚、国際

■図表 選択的夫婦別姓制度に関する現行法と各党の法案比較

項目	現行法	立憲民主党案	国民民主党案	日本維新の会案
法案名	民法第750条	民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏制度導入法案）	民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏制度導入法案）	婚姻前の氏の通称使用に関する法律案
婚姻時の氏	夫婦は同一の姓を選択（どちらか一方に統一）	同性・別姓の選択が可能	同性・別姓の選択が可能	同性維持＋旧姓使用の法的効力付与
戸籍制度	同姓の夫婦が同一戸籍に入る	別姓でも同一戸籍に入れるよう法改正	筆頭者制度を活用し、戸籍制度を維持	戸籍名は変更せず、旧姓を通称として使用
子の氏	同姓の親の姓に統一	婚姻時に夫婦の協議で決定	筆頭者の氏に統一	現行法と同様（制度変更なし）
通称使用	一部で旧姓併記可能（制限あり）	法的姓として別姓を選択可能	通称使用は不十分 婚姻前の氏を法的に保持	旧姓を通称として公的書類に使用可能
制度の目的	家族の一体性を重視	個人の尊厳と選択の自由を尊重	改姓による不利益の回避と家族制度の維持	改姓の負担軽減と現実的な運用改善

出所：各法案を電機連合にて整理

選択的夫婦別姓制度はあくまでも選択制であり、夫婦別姓を強制するものでも夫婦同姓を排除するものでもありません。希望する人が自らの姓を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題です。今後の国会動向を注視していきます。

結婚の増加などにより、現行制度でも家族が別の姓を持つケースは多く、選択的夫婦別姓制度の必要性・妥当性が高まっていることが示されました。しかし制度の導入には慎重な意見も根強くあり、継続審議となりました。

※立憲民主党・国民民主党・日本維新の会がそれぞれ法案を提出。自民党は党内の意見が分かれており、法案提出を見送りました。